

高千穂町「地域おこし協力隊（農村民泊推進や特産品販売業務）」の募集要項

高千穂町 総合政策課

九州のほぼ中央部に位置する宮崎県高千穂町は、宮崎県の最北端に位置し、名勝天然記念物高千穂峡等の自然を有するほか、天孫降臨などの神話の里として知られるまちです。多くの観光客にお越しいただいていますが、他の中山間地域と同様に少子高齢化による過疎化が進み、移住や定住人口の増加をはじめとする地域の活性化が課題となっています。そうしたなか、高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産認定やユネスコエコパーク登録などを受け、地域資源を活かしたまちづくりを推進しています。

また、高千穂町と近隣の日之影町、五ヶ瀬町、諸塙村、椎葉村では一般社団法人ツーリズム高千穂郷（以下「ツーリズム高千穂郷」という。※事務局：高千穂町総合政策課。）を組織し、農村の暮らしや文化を体験できる農泊の提供や地域の产品を使った特産品の開発や販売を行なながら、農山村の交流人口の増加を図っています。

そこで、3大都市圏等の人材を積極的に受け入れ、定住・定着を図ることにより、地域の活性化を行うことを目的として、次のとおり「地域おこし協力隊員」を募集します。

1. 募集人員

地域おこし協力隊員 1名

2. 求める人物像

- (1) グリーンツーリズムや農村民泊の推進に意欲のある方
- (2) 世界農業遺産などの世界ブランドを活用した地域活性化に意欲のある方
- (3) フォレストピア圏域の住民と良好な関係構築ができる方
- (4) 任期終了後、高千穂町に定住する意思のある方
- (5) おおむね20歳以上40歳未満の方（性別は問いません）

3. 業務内容

【高千穂郷・椎葉山地域で農泊事業や特産品販売事業】

一般社団法人ツーリズム高千穂郷に出向し、高千穂町を中心にフォレストピア圏域（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塙村、椎葉村）のグリーンツーリズムや農村民泊、特産品販売事業を推進するため、以下の業務を行います。

【協力隊活動と卒業後のイメージ】

高千穂町を含む5町村の農村民泊（農泊やゲストハウスなど）や地域資源を活かした体験プログラム（文化、料理、アクティビティなど）を提供する事業所等のサポートや磨き上げ等を行います。また、世界農業遺産に認定された5町村の資源を掘り起こし、この地域だけでしか体験できない特別な旅の創出や地域住民や旅人にとっても魅力的で持続可能な観光地を生み出すプランナーとして、高千穂町において旅行会社の設立や観光業界への就職、ツーリズム高千穂郷の職員や高千穂に訪れる旅人の受け皿として独立を目指すなど活動します。

【主に取り組む業務】

- (1) フォレストピア圏域内へのツアーや教育旅行、農村民泊、体験プログラムの企画・立案・実行

例：ツアーや企画、体験プログラムの掘り起こしや、受け入れ時のサポート、旅行商品磨き上げの取り組み。

(2) OTAサイトの管理・運用

(3) 農村民泊、体験プログラム等を実施する家庭や事業所の支援や磨き上げ。農村民泊、体験プログラム等の事業を始めようとする家庭や事業者等の支援

例：研修会の企画、受け入れ時のサポート、魅力アップのための共同の取り組みなど

(4) HPやSNSの更新などのPR業務

(5) 体験プログラム・特産品の開発、販売など

(6) 独立に向けた、事業の計画、準備、モニターツアーの実施など

(7) そのほか町長、及びツーリズム高千穂郷代表理事が必要と認めた業務

【その他】

協力隊の任期終了1年前までから任期終了1年以内で、高千穂町に定住し起業する場合「起業支援補助金」が最大100万円を上限に交付可能です。

4. 応募資格

(1) 心身ともに健康な方

(2) 次のア・イのいずれかに該当する方

ア. 3大都市圏等の都市地域にお住まい、採用後高千穂町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方。

イ. 他地域で地域おこし協力隊に一定期間（2年以上）従事し、かつ、解嘱から1年以内の方で、採用後高千穂町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方。

※3大都市圏等の都市地域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに政令指定都市等の都市地域。

詳しくはお問い合わせください。

(3) 普通自動車運転免許（AT限定可）を取得している方

(4) パソコン（ワード、エクセル、SNS投稿等）の一般的な操作が出来る方

(5) 町の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方

5. 応募手続

(1) 応募期限 随時募集していますが、採用が決まり次第、募集を終了します。

(2) 提出書類（提出された書類は返却しません）

①応募用紙（高千穂町HPからダウンロード可）

②レポート用紙（高千穂町HPからダウンロード可）

③住民票（応募時の住所地のもの）

④住民票のある市町村の未納がないことを証明する書類（完納証明等※市町村税務課等で取得できます）

6. 応募先

〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地

高千穂町役場 総合政策課

7. 選考方法

(1) 第1次選考 書類及び担当者面談による選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書にて通知します。

なお、審査内容については一切お答えできませんのでご了承ください。

※1次選考通過者については、協力隊おためし体験事業に参加していただきます。

(2) 第2次選考 面接

第1次選考合格者について、面接を行います。

本町までの交通費は実費または、交通費の一部を補助する高千穂町地域おこし協力隊体験事業補助金を活用し、2泊3日のお試し体験を実施します。詳細は第1次選考通過後にご案内いたします。

日時／応募からおおむね1週間以内に、ご連絡を差し上げ、日程の調整を行います。

場所／高千穂町役場

※《高千穂町地域おこし協力隊「体験」事業イメージ》

高千穂町内で農村民泊などを通して住民との交流や本町の観光地、活動エリア等を視察・体験を行うことができます。

(3) 選考結果の通知

第2次選考終了後、おおむね2週間以内に文書で通知します。

8. 採用予定日

令和8年4月1日以降

(採用決定後、転入の準備が整い次第となります。詳細は協議のうえ決定します。)

9. 勤務条件等

勤務場所	一般社団法人ツーリズム高千穂郷
雇用形態	高千穂町の会計年度任用職員として高千穂町長が任用します。
報酬	月額198,000円程度とし、そのほかに通勤手当、期末手当があります。（出勤日数により変動する場合があります。これから社会保険等の本人負担分が控除されます。）
雇用期間	採用の日から毎年3月31日に更新し、最長3年
休暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）
加入保険	社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）は、高千穂町会計年度任用職員に関する規則に準じ加入します。
勤務時間	週5日（土・日・祝日の勤務は、振替休日とします。） 原則として8時30分から17時15分まで内、7時間勤務（実働7時間／休憩時間を除く） 例）8：30出勤～16：30退社、9：15出勤～17：15退社など、コアタイム9：15～16：30含む7時間勤務
住居	住宅借り上げ料は、予算の範囲内で支給します。 尚、生活備品等は自分で準備してください。

車両	隊員の活動に必要な車両は、原則として隊員が用意するものとします。 ※燃料代は、活動に関わる移動距離に応じ、町が負担します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他活動に必要な経費は、予算の範囲内で町が負担します。 ・着任準備に要する経費（引越し費用等）は各自の負担となります。 ・中山間地域での生活や通勤等の移動手段として自動車は必須ですので、自家用車等の持ち込みをお願いします。 ・その他服務規定等については、地方公務員法その他町の条例・規則等を適用します。

10. お問い合わせ先

〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地
 高千穂町役場 総合政策課
 TEL:0982-73-1260 FAX:0982-73-1261
 E-mail sougou@town-takachiho.jp